

世界のウェルス & アセットマネジメント業界の規制動向

米国・英国・EU・主要なアジア太平洋地域の市場において
2020年度以降に導入されたWAM業界の規制の詳細

EYナレッジレポート

2023年9月

執筆者



Irene Leung
WAM Analyst
Ernst and Young LLP



Gaganpreet Kaur Talib
WAM Analyst
Ernst and Young LLP

寄稿者



Avani Dittam Haria
WAM Analyst
Ernst and Young LLP

EY
Building a better
working world

目次

1 エグゼクティブサマリー

注目領域における主な規制のテーマと資産運用会社に及ぼす影響についての概要

2 序文および調査対象

優先度の高い領域、規制のテーマ、規制の進捗状況に関する調査結果および分析のハイライト

3 注目領域に関する規制の全体像

規制テーマ、地域別インサイト、グローバル機関のイニシアティブ、各注目領域における規制およびガイドラインの概要の詳細

4 付録

優先度の高い全領域における法規制のタイムラインと詳細

注：番号をクリックすると詳細が表示されます。

利用上の注意：この調査結果は、2023年7月31日時点のものです。

01

エグゼクティブサマリー



資産運用会社が先行き不透明なマクロ経済環境を進む一方で、規制当局は投資家の利益を保護し、業界の変化に対応する法規制を強化し続けています

規制当局と政策決定者は、イノベーションや成長を促す必要とのバランスを取りながら、公正で効率的かつ透明性のある金融市場を維持し、投資家の利益を保護するために、新たな規則・規制を導入することにより、厳しい市場環境および変化する業界動向に対応しています。2023年は、サステナビリティ/ESG、デジタル資産、リスク管理が、グローバルでも地域レベルでも規制当局の最優先領域とされました。

今回の調査の重要なポイントおよび焦点

01 サステナビリティ/ESG

規制当局は、報告を標準化するために、グローバル報告基準に沿って策定された強制的な開示規則を採用しました。また、アドバイザーが投資家のサステナビリティ選好を確認するためのガイドラインも公表しています。

- ▶ 規制当局は、情報の信頼性、透明性、比較可能性を高めるために、独自のサステナビリティ関連の開示フレームワークを強化しつつある。新たに公表されたISSB(国際サステナビリティ基準審議会)基準は、気候変動およびサステナビリティ関連情報を報告する上での世界的なベースになるものと期待されている。
- ▶ グリーンウォッシング対策が国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)において規制上の重要な優先課題とされたことを受け、世界中の規制当局がコンプライアンス違反に対する取り締まりを強化している。資産運用会社にとって、タクソミの枠組みと投資家向けの開示ガイドラインをよく理解することが、非常に重要な領域になっている。
- ▶ 英国およびEUでは、アドバイザーはESGやサステナビリティ関連の戦略性を備えた投資商品を提案する前に、投資家のサステナビリティ選好を考慮することが義務付けられている。

02 デジタル資産

アジア太平洋の国・地域は、デジタル資産ハブとしての地位の確立を目指しています。先進地域はより保守的なアプローチを取り、業界関係者に対する規制当局の権限を強化しています。

- ▶ 世界中の規制当局が、デジタル資産がもたらす機会と潜在的リスクとのバランスを取りながら、投資家と資産運用会社の双方にとって規制の明確さが適切な水準になるように、さまざまなアプローチでデジタル資産を規制している。
- ▶ 香港、シンガポールなどのアジアの規制当局は、デジタルイノベーションのグローバル金融ハブとしての地位を確立するために、新たなデジタル資産規制の枠組みを導入した。
- ▶ 「同じリスクには同じ規制を適用する」というアプローチのグローバル化を目指したグローバルガイドラインの第1弾が、証券監督者国際機構(IOSCO)によって公表された。これには18の提言が含まれており、クロスボーダーリスク、市場の不正操作、利益相反、暗号資産の保管業務、オペレーショナルリスク、投資家保護などの問題を取り上げている。

03 リスク管理

パンデミックの発生により、規制当局の焦点は金融犯罪からオペレーショナルレジリエンスや事業継続に関連する規則やガイドラインに移りました。

- ▶ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミックが収束に向かっているため、規制当局の焦点は、サイバーセキュリティ関連の開示や、個人情報データの利用や国境を越えるデータ移転を規制するデータ保護ポリシーへと移った。
- ▶ 資産運用会社は、社内でのデータ保管および国境を越えるデータ移転に関するガイドラインを含むリスク管理ポリシーを策定し、定期的にリスク評価を行うべきである。

出所: EYナレッジ分析

02

序文および調査対象



WAM業界に対する規制状況は、2020年以降、新商品の進化と市場動向の変化に伴い、大きく変化しています

各国・地域の法規制を分析した結果、米国・EU・英国・主要なアジア太平洋地域の市場* における3つの注目領域と、優先事項が浮き彫りになりました

デジタル資産業界の進化から生じる関連リスクが規制当局によって評価されているところ。当局はライセンス制度、AML/CFT、暗号資産に関する規制の枠組み、投資家保護に向けたガイダンスを規定する法整備に取り組んでいます。

リスク管理の取り組みでは、事業継続計画、サイバーセキュリティ、データ保護、流動性管理など、オペレーショナルレジリエンスに重点が置かれています。

商品イノベーションへの取り組みについては、2022年に劇的な転換があり、資産運用会社の資金調達手段の改善、個人投資家の投資機会の拡大、資本市場のより適切な統合が図られました。

ライセンス制度に関しては、変化する市場動向に適応するために、準拠法の改正が適宜行われました。

サステナビリティは、世界中の規制当局の注目領域です。当局は現在、報告および開示の標準化、グリーンウォッシング関連の課題への対応、グリーンタクソノミの定義に向けた提案や法案を起草しています。

公正な行動に関して、規制当局は引き続き投資家保護法の整備を優先しており、透明性を高め、アドバイザーに対する期待値を高めることにより、投資家にとって最善の利益となるように動いています。

FinTechの開発は、それに特化したイノベーションハブや、商品のテストやパイロットの場を提供する規制のサンドボックス制度のおかげで、世界的に進展しました。

販売・流通に関する規則には、金融商品の公平で透明性の高いマーケティングを行うためのガイドラインが含まれ、資産運用会社や金融アドバイザーに対し厳格な要件を課しています。

新たな主要領域での世界の規制動向

● この調査の優先領域および焦点

● 詳細については、付録をご参照ください。

*アジア太平洋地域には、オーストラリア、中国本土（香港を含む）、日本、シンガポールが含まれます。

出典：EYの調査、規制当局の公式ウェブサイト、ニュース記事

03

注目領域に関する規制の全体像

ESG／サステナビリティ

デジタル資産

リスクマネジメント



1

ESG／サステナビリティ



規制当局は、ESG報告基準の策定、環境汚染防止ルールの導入、ESGデータおよび格付けプロバイダに対する行動規範ガイドラインの提案に重点を置いています

投資家の需要が増すにつれて、サステナブルファイナンスに関するイニシアティブも勢いが増し続けています。サステナビリティに関する規制は、今後も量的にも複雑性の面でも増え続け、金融機関と投資家の双方に影響をもたらすものと考えられます。2023年には、規制当局は本領域において以下の5つの主要分野に焦点を当てています。

01 開示と報告の義務

- ▶ 開示要件の一貫性、比較可能性および透明性を向上させるための取り組みが、世界的に進んでいる。
- ▶ グローバルに標準化された開示と報告の枠組みを採用し、異なるESG関連基準間の相互運用性を確保する。管轄区域間で基準の適用範囲と適用可能性を統一した上で開示を義務付ける。
- ▶ タクソノミは、管轄区域間の相互運用性に重点を置いている。

02 グリーンウォッシング対応

- ▶ 規制当局は、COP27において、グリーンウォッシングを主要な優先課題の1つと位置付けた。
- ▶ 商品名におけるサステナビリティ関連の用語の使用を制限し、投資戦略の背景にある目的と運用哲学を明確に記述するために、開示を要求する規則／基準を強化している。

03 ESGデータおよび格付けプロバイダの行動規範

- ▶ 開示データの検証と保証を要求する。
- ▶ 同一地域に設立されたファンドに適用された、ESGレーティングの手法、データソース、標準的なレーティングを開示する規制の枠組みを策定している。

04 ESGリスクとガバナンス

- ▶ 投資やステークホルダーに対する気候関連の影響に対応するための、強固なESGに関するガバナンス・リスク管理戦略の構築についてのガイダンスが策定されている。
- ▶ 企業のデューデリジェンスとネットゼロ・エミッションへの移行に関する戦略を策定する。

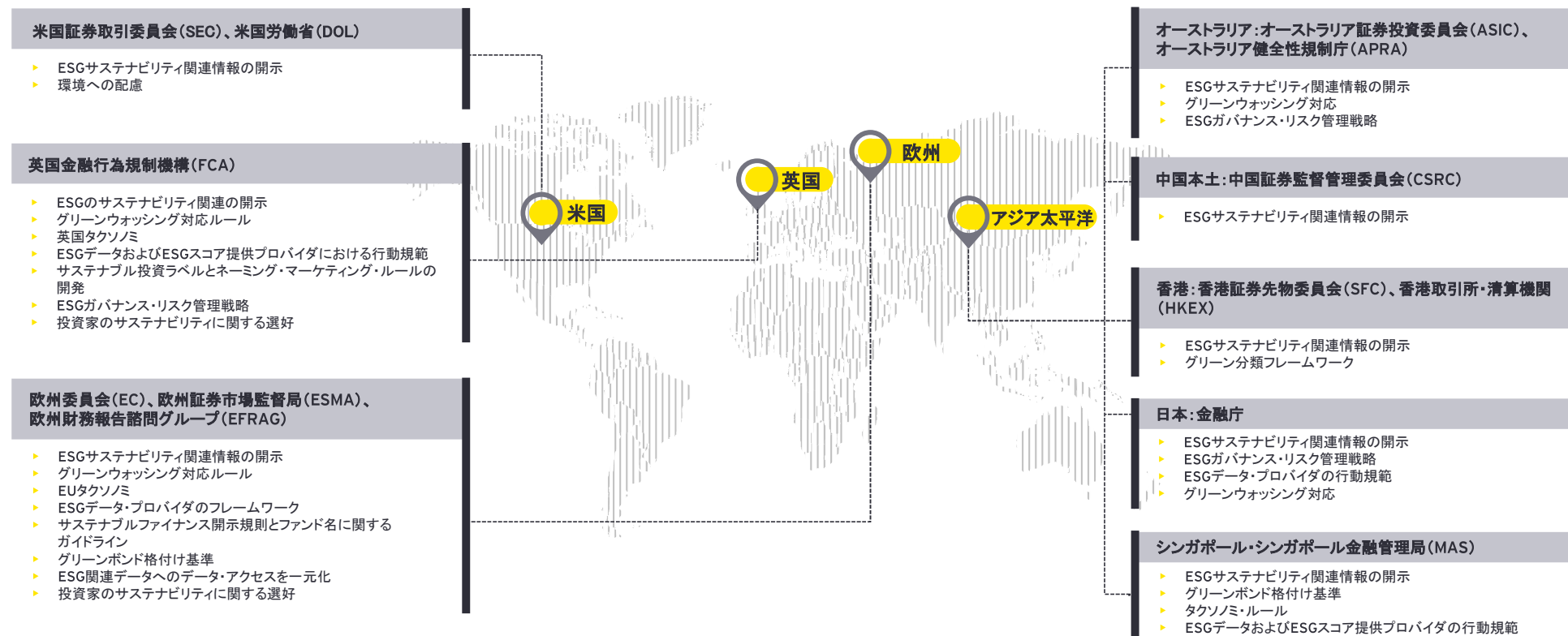
05 投資家のサステナビリティ選好

- ▶ 投資顧問業者およびポートフォリオ・マネージャーは、従来の情報とともに、ESGの課題に関する顧客の投資選好を把握することを要求される。これは主にEUと英国で適用され、採用されている。

出典: EYの調査、規制当局の公式ウェブサイト、ニュース記事

EUと英国はアジア太平洋地域と共に、世界のサステナビリティ基準を主導し設定しています。一方、米国はサステナビリティに関する独自のアジェンダを策定しようとしています

規制機関とその戦略的優先事項(2020~23年)



出典: EYの調査、規制当局の公式ウェブサイト、ニュース記事

Global view: 近年、国際機関は、ESGの開示を強化し、サステナビリティ開示基準のグローバルなベースラインを作成するために、いくつかの修正を行ってきました

グローバルな報告基準の改訂			
報告基準	重要な変更または修正	概要	資産運用会社への影響
1 気候関連財務情報開示 タスクフォース (TCFD基準)	FSBからISSBへの責任の移転(2023年7月)	<ul style="list-style-type: none"> IFRS財団の国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は、金融安定理事会 (FSB) のTCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosure) から企業の気候関連情報開示の進捗状況を監視する責任を2024年から引き継ぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> 責任の移転は、サステナビリティ報告基準の継続的な統合における重要な一歩である。 ISSB議長によれば、今回の発表は、企業や投資家のための「アルファベット・スプ現象」をさらに明確にしたものだという。
2 サステナビリティ会計基準 委員会 (SASB基準)	国際財務報告基準 (IFRS) への準拠 (2023年5月)	<ul style="list-style-type: none"> 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は、サステナビリティ会計基準委員会 (SASB) の規則集を国際財務報告基準 (IFRS) S-2に整合させるために、SASBが発行したこれまでの基準に対する一連の修正を承認した。 IFRSサステナビリティ開示基準 (IFRS S1およびIFRS S2) が2023年6月26日に公表された。 	<ul style="list-style-type: none"> 証券監督者国際機構 (IOSCO) は、世界中の他の規制当局と共に、ISSBでの作業に強い支持を表明しており、独自のサステナビリティ報告要件の基準として新しいISSB基準を支持する可能性が高い。異なるESGレポート・フレームワーク間の相互運用性は、開示される情報の互換性と明確性を確保するために重要である。 ISSB基準では、企業や資産運用会社が、サステナビリティの開示に関する単一の世界的な基準に基づいて標準化することができ、複数の管轄区域の要件に従う資産運用会社の報告の重複を減らすことができると考えられている。
3 グローバル・レポーティング ・イニシアティブ (GRI基準)	新しいGRI(Global Reporting Initiative)基準は、以前のGRI101、102および103を新たに「GRI 1:基礎」、「GRI 2:一般開示事項」および「GRI 3:重要なトピックの開示」に置き換える (2023年1月)	<ul style="list-style-type: none"> 新しい情報開示では、企業に対して、企業のバリューチェーンおよびガバナンスのいくつかの側面、ならびに重要性プロセス (実際の影響および潜在的な影響の評価、利害関係者の関与、トピックの優先順位付け、定義された重要なトピックの管理方法の説明など) について報告するよう求めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 改正されたGRI基準2023では、業界およびグローバルなベンチマークに照らしてパフォーマンスと進捗を評価することが容易になっている。また、情報の透明性が高まり、資産運用会社がより適切な情報に基づいた投資判断を行えるようになると思われる。
4 IFRSサステナビリティ開示 基準 (国際財務報告基準)	スコープ3のGHG排出量の開示を支援する ガイダンス (2022年12月)	<ul style="list-style-type: none"> 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は、スコープ3のGHG排出量を開示するために、気候関連の開示基準 (S2) の要件を適用する企業を支援するための一連の指針と緩和措置を提示した。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイダンスと緩和措置は、企業に内部プロセスを確立し、報告要件を満たすために必要なデータをまとめるための移行期間を示している。 これらが適用された場合、スコープ3のGHG排出量の報告に関して、品質、透明性および信頼性が高く、比較可能な報告の枠組みが提供されることになる。
5 国際会計基準審議会 (IASB)	サステナビリティ関連財務情報の開示に 関する一般要件案 (2022年3月)	<ul style="list-style-type: none"> 公開草案には、IASBの「財務報告のための概念的枠組み」、国際会計基準 (IAS) 第1号「財務諸表の表示」およびIAS第8号「会計方針」、「会計上の見積りの変更及び誤謬」に合致する定義および要件の提案が含まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 改正により、会計方針の開示が改善され、会計方針と会計上の見積りとの区別が明確になった。

出典: EYの調査、規制当局の公式ウェブサイト、ニュース記事

Local view: 広範なESG規制およびガイドラインが提案されており、資産運用ビジネス実務を形作るために急速に進展しています

米国		英国		EU	
米国ではESG関連のルールは確定していないものの、報告の標準化や環境汚染対策の提案が進められています		英国は、報告の標準化、環境汚染対策、ESGデータ・プロバイダの規制、アドバイザーに対するESGルールに焦点を当てた規制を強化しています		欧州委員会は、ESGデータ提供者のための報告、グリーンウォッシング、フレームワークに焦点を当て、気候中立的なEU経済を構築することを目指しています	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 投資家向け気候関連情報開示の充実と標準化(2022年3月) ▶ 投資顧問および投資会社に関するESG情報の開示(2022年5月) ▶ 1940年投資会社法に基づく規則35d-1(名称規則)の改正(2022年5月) ▶ Prudence and Loyalty in Selecting Plan Investments and Exercising Shareholder Rights(2023年1月) 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ ダイバーシティ目標に対する情報開示(2022年4月) ▶ 気候関連の開示(2022年1月) ▶ サステナビリティ開示要件(SDR)(2023年2月) ▶ ESG関連のガバナンス、報酬、インセンティブ、トレーニング(2023年2月) ▶ 英国移行計画タスクフォース(TPT)開示フレームワーク(2023年2月) ▶ 英国グリーンファイナンス戦略「グリーン投資への取り組み」(2023年4月) 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ サステナブルファイナンス開示規則(SFDR)レベル1(2022年4月) ▶ ESG格付け規程/EUエコラベル(2022年6月) ▶ 第2次金融商品市場指令(MIFID2)、譲渡可能証券の集団投資事業(UCITS)、オルタナティブ投資ファンド運用会社規制(AIFMD)、EU保険販売指令(IDD)、ソルベンシーIIのESG関連の改訂(2022年8月) ▶ ESGやサステナビリティ関連の用語を用いたファンドの名称に関するガイドライン(2023年2月) ▶ グリーンボンド規制(2023年2月) ▶ 欧州サステナブルファイナンス開示規則(SFDR)レベル2(2023年4月) ▶ EUタクソノミ気候委任法-新草案(2023年4月) ▶ グリーンクレーム指令(2023年3月) ▶ 欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)(2022年6月) ▶ 欧州単一アクセスポイント(ESAP)(2023年3月) ▶ 企業のサステナビリティに関するデューデリジェンス指令(CSDDD)(2023年5月) 	
アジア太平洋地域					
オーストラリア	中国本土	香港	日本	シンガポール	
オーストラリアは、サステナビリティ関連の報告、リスク、ガバナンスに関するいくつかのガイドランスを公表しています	中国本土が新しいESG開示ルールを発表しました	香港では、ESG報告の義務化に関する規則が採択され、グリーンタクソノミが開発され、サステナビリティ商品を管理するためのデューデリジェンスプロセスが設定されました	日本は、情報開示の強化、ESGサービス提供者のための行動規範、「ESGグリーンウォッシング」に対する要件を実施しました	シンガポールには、データレポートの標準化、タクソノミフレームワーク、ESGデータおよび格付けプロバイダのガイドラインなどの成果を含む戦略計画があります	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気候変動の金融リスク管理に関するガイダンス(2021年11月) ▶ グリーンウォッシングを避けるためのInformation paper(2022年6月) ▶ RSE(registrable superannuation entity)向けESGリスク管理ガイダンス(2022年11月) ▶ 法定の気候関連非財務情報開示(2022年12月と2023年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業の環境情報の法的開示の管理に関する措置(2022年2月) ▶ エンタープライズESG開示のためのガイダンス(2022年6月) ▶ グリーンウォッシング防止規則(2022年12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ SFC認定ユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンドの運用会社への通達-ESGファンド(2022年1月) ▶ FMCCIによる気候関連リスクの管理と開示(2022年8月) ▶ パイロット・グリーン・サステナブル・ファイナンス能力構築支援スキーム(2022年12月) ▶ グリーンでサステナブルなプロダクトのデューデリジェンスプロセス(2022年12月) ▶ グリーンタクソノミフレームワーク/香港グリーンタクソノミ法(2023年4月) ▶ 香港上場企業の気候関連報告義務(2023年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気候変動対策融資基本方針(2021年5月) ▶ ソーシャルボンドガイドライン(2021年10月) ▶ ステewardシップ・コード再改訂(2020年3月) ▶ コーポレートガバナンス・コード("GC")(2022年4月) ▶ 気候関連リスク管理とクライアント関与に関する監督ガイダンス(2022年7月) ▶ ESG評価・データ提供機関に係る行動規範(2022年12月) ▶ ESG投信に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の改正(2023年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境リスクマネジメントガイドライン(EnRM)(2020年12月) ▶ 環境リスクマネジメントに関する情報文書(2022年5月) ▶ 個人投資家向けのESGファンドの開示・報告ガイドライン(2022年7月) ▶ グリーンタクソノミと移行タクソノミ(2023年2月)第4回および最終のコンサルテーション・ペーパー(2023年7月) ▶ ESG評価・データ提供機関に係る行動規範(2023年6月) 	

注:各規則の詳細については、付録セクションをご参照ください。

出典: EYの調査、規制当局の公式ウェブサイト、ニュース記事

▶ ガイドライン発行

▶ 提案、導入、または検討中の規制

▶ 採択、制定または確定された規則

2

デジタル資産



規制当局は、デジタル資産の発展に伴って、関連するリスクに対応するため、ライセンス制度、AML/CFT規則、流通・マーケティングガイドラインを策定または提言しています

金融セクターは急速なデジタル化を遂げており、最近のデジタル資産の混乱や疑惑により、より厳格な規制の必要性が高まっています。規制当局にとっての6つの主要テーマと優先分野は以下の通りです。

01 デジタル資産の交換およびサービスプロバイダに対するライセンス制度

ライセンス制度を強化し、デジタル資産サービスプロバイダを規制当局の管轄下に置くために、新しい法案が提案され、規制が導入されている。

02 金融犯罪 - マネーロンダリング対策(AML)とテロ資金供与対策(CFT)

規制当局の優先順位リストの最上位には、デジタル資産交換の移転可能性を追跡するための強固なAML/CFT体制を構築するためのガイドラインと規制が挙げられている。

03 カストディアンを中心とする仲介業者に対する規制

個別のライセンス制度と標準的な規制ガイドラインは、仲介サービス提供者にも適用される。最も重要なのは、顧客のためにデジタル資産を管理・保管するカストディアンにも適用されることである。

04 デジタル資産商品の流通・販売促進

規制当局が発行するガイドラインには、特定の投資家へのデジタル資産に関連する商品の販売および販売促進の禁止、ならびにマーケティングにおける、投資に関連するリスクを強調する明確な免責条項の記載要求が含まれている。

05 デジタル資産の課税区分

投資家が得たデジタル資産の収益は、特定の地域で課税されるが、デジタル資産サービスプロバイダに対する法人税も適切な分類を使用して課税される。

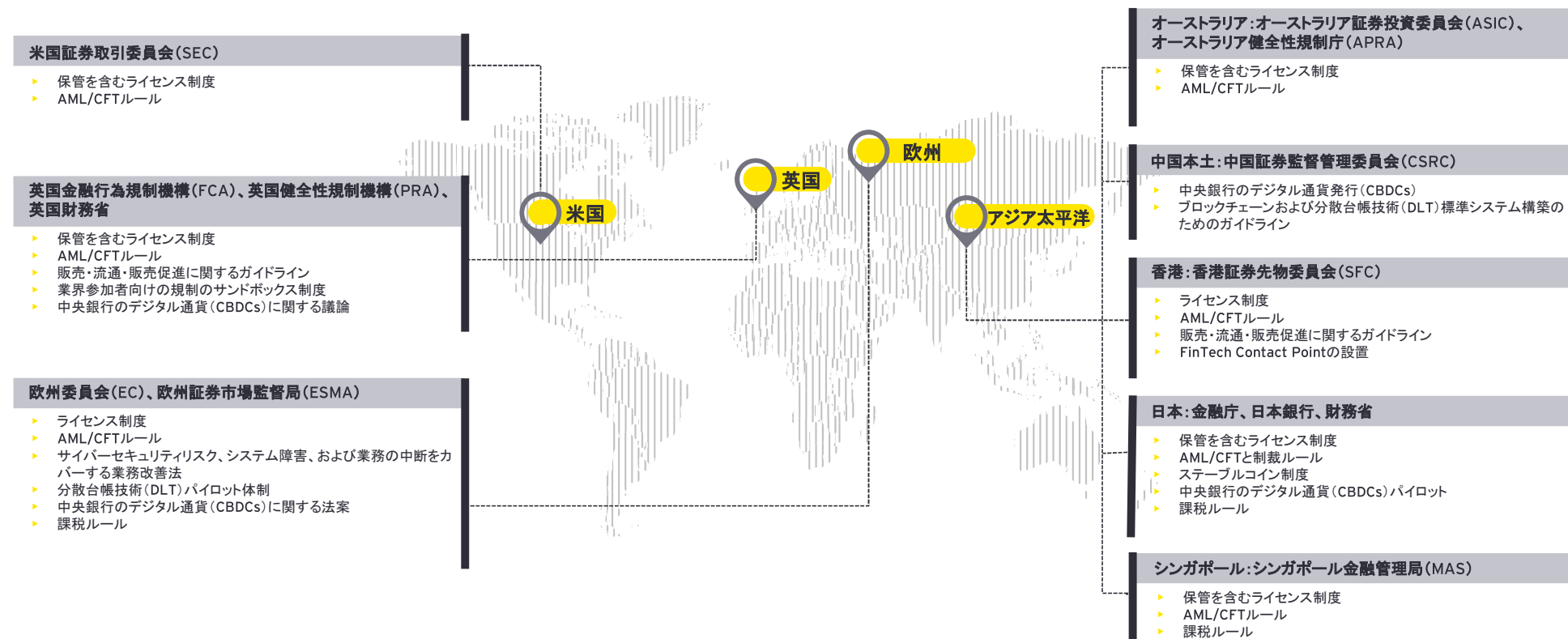
06 技術リスク

規制当局は、最優先事項のリストには載せていないが、業界が成長するにつれて生じるサイバーセキュリティとテクノロジーのリスクと、サービスプロバイダーが遵守すべき次のステップについて議論している。

出典: EYの調査、規制当局の公式ウェブサイト、ニュース記事

シンガポールや香港のようなアジア太平洋地域はデジタル資産のハブになることを目指していますが、米国、EU、英国はデジタル資産を規制する保守的なアプローチを支持しています

規制機関とその戦略的優先事項(2020~23年)



出典: EYの調査、規制当局の公式ウェブサイト、ニュース記事

Global view: 国際機関は、各国・地域間の裁定取引に対応するとともに、暗号資産に関する国際的な規制基準を策定するための協議文書を公表しています

デジタル資産分野におけるグローバルな取り組み

主要テーマや優先分野	グローバル・国際機関	レポートタイトル	概要
1 拡大する分散型金融 (DeFi) セクターに対する規制	金融安定研究所 (FSI)	FSBクリプアセットに関する事業活動のためのグローバル規制フレームワーク(2023年7月)	<ul style="list-style-type: none"> この枠組みは、「同一の活動、同一のリスク、同一の規制」という原則に基づき、暗号資産に関連する事業活動といわゆるステーブルコインが、それらがもたらすリスクに見合った一貫性のある包括的な規制の対象となることを確保するとともに、技術変化によってもたらされる可能性のある、責任あるイノベーションを支援するための強力な基礎を提供する。
		暗号、トークン、および分散型金融: 規制環境への対応(2023年5月)	<ul style="list-style-type: none"> 金融サービスにおける暗号資産と分散台帳技術(DLT)に関連するリスクに対応するために19の国・地域でとられた政策措置の概要を示している。この報告書は、禁止事項、制限事項、明確化、特定の要件およびイノベーションを促進するためのイニシアティブを含む、管轄区域間のさまざまなタイプのイニシアティブを紹介している。
	証券監督者国際機構 (IOSCO)	分散型財務報告書(2022年3月)	<ul style="list-style-type: none"> IOSCOとそのFinTechネットワークは分散型金融ワーキンググループを設立し、分散型金融マーケットの現状とその類型、政策への影響を理解することに焦点を当てている。公表された報告書は、規制上の懸念となり得るいくつかの分野を含め、分散型金融に関する一般的な理解を提供している。
2 暗号資産の世界標準を推奨	証券監督者国際機構 (IOSCO)	暗号資産およびデジタル資産市場における提言(2023年5月)	<ul style="list-style-type: none"> 協議文書は、利益相反、市場操作、クロスボーダーリスク、カस्टディ、オペレーショナル・リスク、リテール販売などの幅広い分野を対象とする18の勧告と支援ガイダンスで構成されている。これらは、規制当局に対して、一貫した基準を推進し、グローバル市場の機能を促進するよう求めている。 報告書は利益相反にも言及しており、規制上の裁定行動を防ぐために、監督当局間における法的な協力体制を呼び掛けている。
3 管轄区域を超えた暗号資産規制における規制上の裁定リスクの低減			
4 グローバルステーブルコイン提案関連: ステーブルコイン基準	金融安定研究所 (FSI)	グローバルステーブルコイン協定の規制、監督および監視に関する勧告(2023年7月)	<ul style="list-style-type: none"> 本書は、責任あるイノベーションを支援し、各国・地域が各国内において自国のアプローチを策定できるように十分な柔軟性を提供するとともに、各国・地域の潜在的な金融安定性リスクに対応するため、各国・地域間で一貫した効果的な規制、監督および監視を促進することを目指している、とハイレベルに提言している。
	証券監督者国際機構 (IOSCO)	グローバルステーブルコイン構想(2020年3月)	<ul style="list-style-type: none"> IOSCOは、FinTechネットワーク内にステーブルコインワーキンググループを設置し、証券市場規制当局の観点からグローバルなステーブルコイン提案を検討・評価している。本報告書は、国際的なステーブルコイン提案に関する国際機関および基準設定機関において進行中の公開討論に対するIOSCOの最初の公表資料である。
5 投資家保護とシステム・リスクへの対応	証券監督者国際機構 (IOSCO)	暗号資産に関する投資家教育(2020年12月)	<ul style="list-style-type: none"> IOSCOは、加盟国に対し、それぞれの国・地域で特定されたリスクに応じて、1つ以上の教育活動の活用を検討するための報告書を公表した。また、個人投資家が、暗号資産の取引におけるリスクについて十分な情報を得た上で決定を下すことができるようにするための作業を行った。

出典: EYの調査、規制当局の公式ウェブサイト、ニュース記事

Local view: 規制当局は、規制の透明性を向上させ、市場規律を維持し、投資家を保護することを目的として、デジタル資産規制の枠組みを引き続きモニタリングしています

米国		英国		EU	
米国証券取引委員会(SEC)は、トレーダーや投資家を保護するため、既存の枠組みや規制を仮想通貨やデジタル資産取引所にまで拡大しました		英国は、ライセンス、資産分類、AML基準および分配に関する標準法により、デジタル資産の規制に関して進歩を遂げました		欧州連合(EU)は最近、暗号資産に関する新たな規制枠組みを採用しましたが、主要な焦点はデジタル資産に関するAML、KYC(本人確認)、TF(テロ資金供与)の規則にとどまっています	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ デジタル資産の「投資契約」分析の枠組み(2019年4月) ▶ 変換可能な仮想通貨およびデジタル資産取引に関する規則(2020年12月) ▶ デジタル資産の保管に関する規制(2022年3月) ▶ デジタル資産の責任ある開発のための包括的フレームワーク(2022年9月) ▶ 2022年デジタル資産マネーロンダリング防止法(2022年12月) ▶ 改正外為法規則3b-16(2023年4月) 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 暗号資産の分類: 第2次金融商品市場指令(MiFID II)、規制対象業務に関する命令(RAO)、電子マネー規則(EMR)(2019年1月) ▶ 暗号資産: AML/CFT体制(2020年1月) ▶ 英国のステーブルコインに対する規制アプローチ(2022年4月) ▶ グローバル暗号資産テクノロジーハブ(2022年4月) ▶ システムック・デジタル資産決済(ステーブルコインを含む)企業の破綻処理(2022年5月) ▶ 中央銀行デジタル通貨(CBDCs)ーデジタル・ボンド(2023年2月) ▶ 暗号資産の将来の金融サービス規制制度(2023年2月) ▶ 暗号資産のプロモーション(2023年3月) ▶ 暗号通貨とFinTechイノベーションのグローバルハブ(2023年6月) 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ デジタルオペレーショナルレジリエンス法(DORA)(2022年5月) ▶ 分散台帳技術(DLT)に基づく市場インフラ(パイロット体制)(2022年5月) ▶ (暗号資産における)新たな税透明性規則(2023年5月) ▶ 資金移動規制(TFR)(2023年6月) ▶ ML/TFリスク要因に関するガイドライン(2023年5月) ▶ 暗号資産市場規制法案(MicA規則)(2023年5月) ▶ デジタルユーロ法案(2023年6月) ▶ 欧州ブロックチェーンサンドボックス制度(2023年6月) 	
アジア太平洋地域					
オーストラリア		中国本土		香港	
オーストラリアは、デジタル資産規制を導入し、市場参加者にライセンス制度を導入しました		中国本土は暗号化を禁止しており、ブロックチェーンの統一規格を作成中です		香港はデジタル資産に対し積極的なアプローチを取り、デュアルライセンス制度を採用しました	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 暗号資産に関するINFOシート225および230、分散台帳技術の評価に関するINFOシート219(2021年12月) ▶ クリプトアセット・セカンダリ・サービスプロバイダ: ライセンスおよび保管要件(2022年3月) ▶ トークンマッピング協議書(2023年2月) ▶ デジタル資産(市場規制)法案2023(2023年3月) ▶ 拡大するAMLデジタル通貨交換要件(2023年4月) 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ デジタル人民元(2022年2月) ▶ ブロックチェーン・分散台帳技術標準システム構築ガイドライン(2023年3月) 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ バーチャル資産に関する通達一関連する事業活動(2022年1月) ▶ 仮想資産取引プラットフォームのライセンス制度(VATPs)(2023年6月) ▶ FinTech Contact Pointの設置(2023年1月) ▶ 暗号資産とステーブルコインに関するディスカッションペーパー(2023年1月) 	
				日本	
				日本はステーブルコイン制度を実施しており、CBDCプロジェクトは概念実証(PoC)フェーズ1および2を完了しパイロットフェーズに進んでいます	
				<ul style="list-style-type: none"> ▶ 資金決済に関する法律、金融商品取引法等の一部改正(2019年3月、2020年5月施行) ▶ 外国為替及び外国貿易法の改正(2022年4月、2022年5月発効) ▶ ステーブルコイン法案(2022年6月、2023年6月発効) ▶ FATF勧告対応法案(2022年12月) ▶ 所得税法等の改正(2023年3月、2023年4月施行) ▶ 中央銀行デジタル通貨(CBDCs)の試験運用開始(2023年4月) 	
				シンガポール	
				シンガポールは、新しいデジタル資産フレームワークを提案し、信頼できるAI利用に関するガイドラインを発行し、金融資産クラス間での資産トークン化を試験的に実施しています	
				<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新決済サービス法(2020年1月) ▶ デジタル・トークンに関する所得税ガイドの改訂(2020年10月) ▶ デジタル・ペイメント・トークン・サービスの公衆への提供(2022年1月) ▶ 金融セクターのための新しいオムニバス法に関する協議文書(2022年2月) ▶ 2022年金融サービス市場法(2023年4月) 	

注: 各規則の詳細については、付録セクションをご参照ください。

出典: EYの調査、規制当局の公式ウェブサイト、ニュース記事

▶ ガイドライン発行

▶ 提案、導入、または検討中の規制

▶ 採択、制定または確定された規則

3

リスクマネジメント



規制当局は、サイバーセキュリティリスクとデータ保護ポリシーに関する情報開示を推進するとともに、オペレーショナルレジリエンスとサードパーティリスク管理フレームワークを策定しました

パンデミック後、規制当局はオペレーショナルレジリエンスと事業継続計画をより重視するようになりました。サイバーセキュリティの開示とデータ保護は、世界中のほとんどの規制当局にとって重要な優先課題です。

01 オペレーショナルレジリエンス

- ▶ 規制当局は、業界がビジネス継続性を維持し、深刻な業務中断の際の企業の回復力を強化することができるようにするため、オペレーショナルレジリエンスに関する枠組み、ガイドラインを公表した。

02 サイバーセキュリティ

- ▶ 企業は現在、書面によるサイバーセキュリティポリシーや手続きの導入、サイバーセキュリティリスクやサイバーセキュリティインシデントに関する情報の開示、特定のサイバーセキュリティインシデントに関する機密情報の規制当局への報告、関連記録の維持など、必須の情報を報告することが求められている。

03 データ保護

- ▶ 個人情報の共有、収集および保護に関する基準を策定するために、特定の地域でマイルストーン法が提案され、制定されている。
- ▶ 顧客データの管理方法および顧客情報への不正アクセスの対応方法に関するガイドラインおよび通達が策定されている。

04 サードパーティリスク管理

- ▶ 規制当局が定めたアウトソーシングに関する規則では、ライセンスを受けた事業者は、第三者サービスプロバイダの包括的な監視フレームワークを提供すべきであると提案している。
- ▶ また、規制当局はパブリッククラウドのアウトソーシングや利用、そして企業がリスクにどのように対応し、コントロールすべきかについても懸念している。

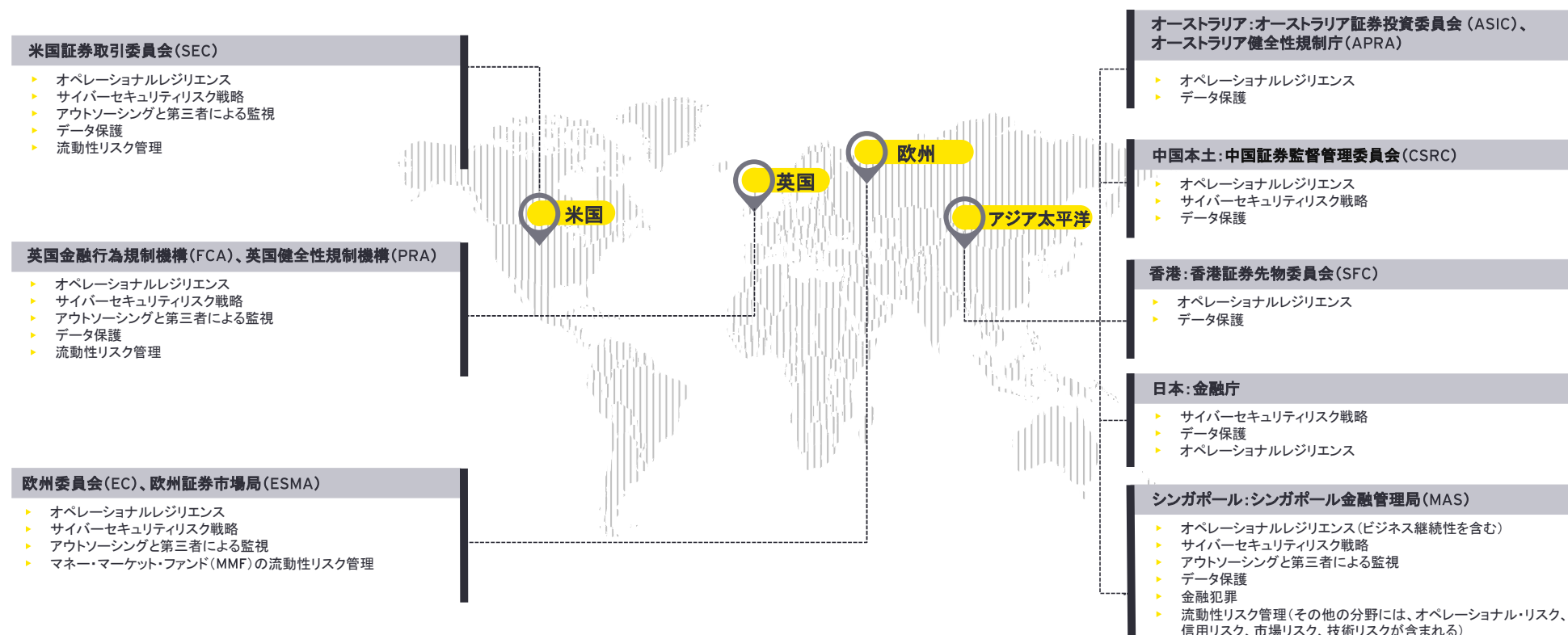
05 流動性管理

- ▶ IOSCOやFSB等の国際機関は、2020年3月のパンデミックの発生に伴い、投資ファンドの流動性リスク規制の改革を提案している。
- ▶ 焦点は、流動性ミスマッチに起因する脆弱性に対応することである。これには、投資家の希薄化を緩和するための流動性管理ツールの使用や、オープンエンド型ファンド(OEF)における構造的な流動性ミスマッチから生じる潜在的な先行者利益が含まれる。

出典：EYの調査、規制当局の公式ウェブサイト、ニュース記事

米国、英国、EUにはリスク管理のための広範なルールがある一方で、アジア太平洋地域の規制当局はオペレーショナルレジリエンスに関する指針を推進しています

規制機関とその戦略的優先事項(2020~23年)



出典: EYの調査、規制当局の公式ウェブサイト、ニュース記事

Global view: 国際機関は、オープン・エンド型ファンドに係る流動性リスクの評価と並行して、サイバーセキュリティや第三者によるリスク管理に関する課題に取り組んでいます

デジタル資産分野におけるグローバルな取り組み

主要テーマや注目分野	グローバル・国際機関	レポートタイトル	概要
1 第三者によるリスク管理の監視	金融安定理事会 (FSB)	第三者によるリスク管理・監督の強化: 金融機関と金融当局のためのツールキット-市中協議文書 (2023年6月)	ツールキットは、アウトソーシングおよびサードパーティのサービスに関連するリスクに関する懸念に対応して、サードパーティのリスク管理および監視を総合的に調査している。明確化と一貫性を向上させるための一般的な用語定義、重要なサービスを特定し潜在的なリスクを管理するためのツール、サードパーティリスクを監視し、サードパーティのシステムへの依存性と潜在的なシステムリスクを特定、監視、管理するためのツールから構成されている。
2 サイバーインシデントの管理と報告	金融安定理事会 (FSB)	サイバーインシデント報告のさらなる収束を達成するための提言 (2023年4月)	この報告書では、サイバーインシデントレポート(CIR)フレームワークのコンバージェンスとベストプラクティスを促進するための16の推奨事項が示されている。報告書は、複数の当局への報告プロセスから生じる運用上の課題、報告のための適切かつ一貫した定性的・定量的基準/閾値の設定、タイムリーなインシデント報告、サイバーセキュリティに関連する定義の不整合やタクソノミ、サイバーインシデントに関するコミュニケーションのメカニズム、当局と情報を共有する際の法的制約や機密性の制約などの問題に言及している。
3 サイバーセキュリティ対策の強化	金融安定理事会 (FSB)	2023改正版サイバー用語集 (Cyber Lexicon) (2023年4月)	Cyber Lexiconは、サイバーインシデント報告に関する大きな取れんを実現させ、サイバー環境の変化および情報技術の発展に沿って最新の状態を維持することを目的として、FSBの作業の一部として改正された。この用語集の目的は、(1) 関連するサイバーセキュリティおよびサイバーレジリエンスの用語を異なるセクター間で共通して理解できるようにすること、(2) サイバーリスクシナリオの金融安定性リスクを評価・監視する作業を強化すること、(3) 必要に応じて情報共有を促進すること、(4) FSBおよび/または基準設定機関を含め、サイバーセキュリティおよびサイバーレジリエンスに関するガイダンスを提供するためのFSBおよび/または基準設定機関による支援作業を促進することである。
	証券監督者国際機構 (IOSCO) および決済・市場インフラ委員会 (CPMI)	金融市場インフラのための原則 (PFMI) の実施状況モニタリング: 金融市場インフラのサイバー耐性に関するレベル3評価 (2022年11月)	本報告は、金融市場インフラ(FMI)のサイバーレジリエンスの現状を検証し、FMIがサイバーガイダンスをどのように、どの程度利用しているかを把握することを目的としている。本報告は、ガバナンス、テスト、学習と進化を含むサイバーレジリエンスフレームワークの3つの重要な要素をカバーしている。本報告では、FMIにおけるサイバーガイダンスの適用率は高いものの、一部のFMIはサイバー対応および復旧計画の策定に関して期待を十分に満たしていないことを明らかにしている。
4 オープン・エンド型ファンドの流動性管理	金融安定理事会 (FSB)	オープンエンド型ファンド(OEF)の流動性ミスマッチによる構造的脆弱性への対応—FSBの2017年政策提言の改定 (2023年7月)	同報告は、OEFが投資家に提示できる償還条件について、保有資産の流動性に基づいて、また、提案されているバケットアプローチを通じて、より明確にするよう求めている。報告書はまた、流動性管理ツール(LMT)、特に、流動性コストを通常の市場状況とストレス下の市場状況の双方において株主に還元することを目的とした希薄化対策ツールを、より多く利用する余地があることを示唆している。
	証券監督者国際機構 (IOSCO)	集団投資スキームの流動性リスク管理に関する提言の効果的な実施のためのガイダンス (2023年7月)	コンサルティングレポートは、オープンエンド型ファンド(OEF)における構造的な流動性のミスマッチから生じる投資家の希薄化と潜在的な先行者利益を緩和するために、オープンエンド型ファンドによる希薄化対策流動性管理ツールの利用拡大を支援するため、対象企業にガイダンスを提供している。

出典: EYの調査、規制当局の公式ウェブサイト、ニュース記事

Local view: 顧客データとプライバシーを保護するための法令規則を強化する措置や、オペレーショナルレジリエンスを含む総合的な法令が導入されています

米国	英国	EU		
SECは過去2年間、すべての市場参加者を対象に、サイバーセキュリティ関連の情報開示を強化し、サイバーセキュリティポリシーを強化することに重点を置いてきました	英国金融行為規制機構(FCA)は、ライセンス事業者に対して、オペレーション上の脆弱性を特定し、影響の許容範囲を設定することを義務付けています。また、流動性管理に関するレビュー結果を公表しています	EUは、サードパーティリスク管理に関するさまざまな協議とともに、サイバーセキュリティ関連規制を引き続き強化しています		
<ul style="list-style-type: none"> 登録投資顧問・ファンドのサイバーセキュリティリスク管理規程および改正(2022年2月) 公開企業によるサイバーセキュリティリスク管理、戦略、ガバナンスおよびインシデント開示に関する規則(2022年3月) 投資顧問業の外部委託(2022年12月) プライバシー法規則改正(2023年2月) S-P規則: 消費者金融情報のプライバシーと顧客情報の保護(2023年3月) Regulation Systems Compliance and Integrity(SCI)(2023年3月) ブローカー・ディーラー、清算機関、主要な有価証券関連スワップ参加者、地方証券規則制定委員会、全国証券協会、全国証券取引所、証券ベースのスワップ・データ・リポジトリ、有価証券関連スワップ・ディーラーおよびトランスファー・エージェントに対するサイバーセキュリティ・リスク管理規定(2023年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> オペレーショナルレジリエンスを強化するための新たな要件に関する最終規則ガイダンス(2022年3月) 重要なサードパーティの監視(2022年7月) 英国データ保護およびデジタル情報法案(2023年3月) 流動性管理に関するマルチ・ファーム・レビュー(2023年7月) 	<ul style="list-style-type: none"> クラウド事業者へのアウトソーシングに関するガイドライン(2021年7月) デジタルオペレーショナルレジリエンス法(DORA)(2022年11月) 欧州サイバーレジリエンス法(CRA)(2022年9月) 新サイバーセキュリティ指令(NIS2およびCER)(2023年1月) リスクベースでのマネーロンダリング対策(AML)/テロ資金供与対策(CFT)に関するガイドライン、マネーロンダリング(ML)/テロ資金供与(TF)リスク、ML/TFリスク要因に関する監督、方針および管理ガイドライン(2023年3月) EUサイバー連帯法(2023年4月) デジタルオペレーショナルレジリエンス法(DORA)に基づく重要なICT第三者サービスプロバイダの基準(2023年5月) DORAの下での政策マニフェストの第一段階に関する協議、DORAに基づく金融に係る排出量(FE)のICT関連インシデント報告制度の規制技術基準(RTS)(2023年6月) EUのマネー・マーケット・ファンド(MMF)規制の妥当性に関する報告書(2023年7月) 		
アジア太平洋地域				
オーストラリア	中国本土	香港	日本	シンガポール
オーストラリアは、データ保護とプライバシーに関する法令を制定し、データ収集と保存に関するフレームワークを開発しています	中国本土は、データ保護とプライバシー保護に関する中間法令を制定しました	香港は、オペレーショナルレジリエンス・フレームワークとデータ・リスク管理基準を制定しました	日本は、サイバーセキュリティ、また最近ではオペレーショナルレジリエンスに焦点を当てています	過去2年間、シンガポールは、AML/CFTに関する通達を含むリスク管理と事業継続性に関するガイドラインを公表しました
<ul style="list-style-type: none"> 2022年プライバシー法改正法案(2022年11月) Market integrity rulesの改正(2023年3月) オーストラリアブルデンシャル基準 CPS190 再建/撤退計画(CPS 190)、オーストラリアブルデンシャル基準 CPS900 破綻処理計画(CPS 900)(2023年5月) オーストラリアブルデンシャル基準CPS230 オペレーショナル・リスク管理(CPS 230)(2023年7月) 	<ul style="list-style-type: none"> CII規制(Critical Information Infrastructure Security Protection)(2021年9月) データセキュリティ法(DSL)(2021年9月) 個人情報保護法(2021年11月) サイバーリスクとレジリエンス(2023年5月) 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報(プライバシー)2021年改正条例(2021年10月) オペレーショナルレジリエンス・フレームワーク(2021年10月) データリスクマネジメント(2023年3月) トレーディング業務のオペレーショナル/リモート・ブックイング・リスク(2023年3月) 香港投資家認証制度(HKIDR)(2023年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法の改正(2020年6月、2022年4月から全面施行) 金融分野におけるサイバーセキュリティの強化に関する政策文書Ver.3.0(2022年2月) 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(2023年3月) 「企業内容等の開示に関する内閣府令」改正(2023年1月) オペレーショナルレジリエンスの確保に関する討議文書 	<ul style="list-style-type: none"> 資本市場仲介業者によるAML/CFTアウトソーシング契約の監督強化に関するガイドライン(2020年7月) リスク管理手法に関するガイドライン・テクノロジーリスク(2021年1月) 2012年版個人データ保護(改訂)法(2021年2月) パブリッククラウド導入に伴うテクノロジーリスクおよびサイバーセキュリティリスクへの対応に関する勧告(2021年6月) 事業継続マネジメント(BCM)ガイドライン(2022年6月) ウェルス・マネジメント・セクター、変動資本金会社(VCC)、外部資産運用会社、信託会社、ファイナンシャル・アドバイザー、プライベートバンクおよびその他の市場仲介機関における資金洗浄およびテロ資金供与リスクに関する通達(2023年3月) オペレーショナル・リスク管理に関する通達-第三者協定(2022年8月)

注:各規則の詳細については、付録セクションをご参照ください。
出典: EYの調査、規制当局の公式ウェブサイト、ニュース記事

▶ ガイドライン発行 ▶ 提案、導入、または検討中の規制 ▶ 採択、制定または確定された規則

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはey.com/ja_jpをご覧ください。

© 2023 EY Japan Co., Ltd.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY Japan株式会社および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書は*Global wealth and asset management regulatory landscape*を抄訳したものです。翻訳部分の内容が英語版と異なる場合は、英語版が優先するものとします。

ey.com/ja_jp